

## 第 3 回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方 (案)

## 【指摘事項①】

三次選定説明資料のうち、定量相対評価をしている評価項目において、小数点以下の点数の取り扱いについて、記載があるものとないものがあるため整理して明記すべきである。

## 【考え方】

以下のとおり整理し、資料 5 「新美化センター建設候補地三次選定説明資料 (修正)」の  
とおり修正する。

評価項目	整理内容
①住宅との距離	少数第 2 位を四捨五入して評価点とする。
②教育・医療・社会福祉施設等との距離	
⑥他市町村との距離	
⑧土地所有者数	
⑩想定される用地整備費	
⑪収集運搬に係る総走行距離	

## 【指摘事項②】

「⑤周辺道路の混雑度」の評価項目の説明資料に、「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査より」との記載があるが、根拠データとして古いように感じる。

## 【考え方】

全国道路・街路交通情勢調査は、直近では令和 3 年度に実施されているが、現時点において調査結果は、国土交通省のホームページで速報版のみ公表されている。よって、現時点での最新版は平成 27 年度となる。

「⑤周辺道路の混雑度」に関わらず、評価の基準日は、当選定委員会において評価を確定した日となる。評価確定後に新たなデータが公表された場合、データの確認は行うが、遡って評価は実施しない。

## 【指摘事項③】

「③通学路への配慮」の評価項目において、評価基準で B 評価となるの「迂回等で対処が可能」という基準について、実際に B 評価とした場所に建設された場合に、想定する運用がされない場合には、評価の意味がなくなるのではないか。

**【考え方】**

あくまで、土地の条件として通学路への配慮の必要性の有無について評価するものであり、実際の運用については、地域との協議により、搬出入路を決定する予定。「④繁華街及び住居地域の通過の有無」についても同様の考え方。

**【指摘事項④】**

評価項目は他都市に比べて標準的なものか、あるいは姫路市独特なものか。どのような項目となっていると考えているか。

**【考え方】**

本市で採用した一次選定から三次選定の評価項目について、一次選定～三次選定間で使用している評価の種類や項目、配点は他都市と異なるものもあるが、概ね他都市で採用されている評価項目である。

先日、送付させていただいた「評価項目について他事例との比較」のとおりである。